

危機管理・コンプライアンス  
Crisis Management/Compliance

# Newsletter

〈2018年6月号〉

## 公正取引委員会の立入検査は突然に ～立入検査日当日に求められる対応とは～

小田 勇一  
Yuichi Oda

PROFILEはこちら



### 第1 突然の出来事

公正取引委員会は、カルテル・談合の調査として、立入検査<sup>\*1</sup>を実施します。この立入検査は、ある日突然、何の前触れもなく行われます。事業者側の証拠隠滅等を防ぐため、事前の通知は行われません。

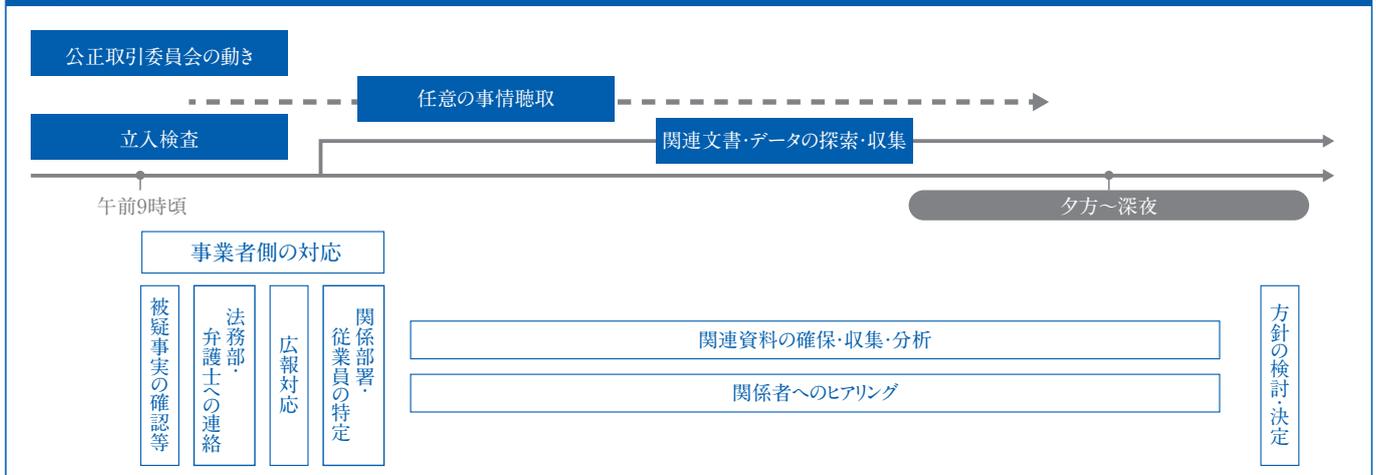
典型的には、公正取引委員会の審査官が午前中に（午前9時頃が多いです）、事業者の本社、支店及び営業所等を突然訪問することで、立入検査は開始されます。このように立入検査はある日突然開始されますので、現場では動揺や混乱が生じることが容易に

想像されます。その結果、初動の対応が適切に行えずに、その後の対応に悪影響が生じるということが起こり得ます。

こうした事態を避けるため、あらかじめ立入検査がどのように行われるかを知り、立入検査に対しどう対応するかを社内で整理していくことは有益です。弊所でも、想定マニュアルの作成や想定訓練の実施を御相談いただくことが増えてきました。

そこで、本ニュースレターでは、公正取引委員会による立入検査について、その対象となる事業者側の視点からその1日を振り返り、どのような対応が必要になるか、概要をご説明したいと思います。<sup>\*2</sup>

### （例）立入検査の当日の流れ



<sup>\*1</sup>：公正取引委員会によるカルテル・談合の調査には、行政調査である立入検査のほかに、刑事告発が念頭に置かれた犯則調査による臨検があります。いずれも事前の予告なく突然行われるものであるという点は同じですが、その性質は全く異なり、犯則調査の対応にはその知識・経験を踏まえた特有の対応が必要です。本ニュースレターは専ら立入検査を対象とするものであることに御留意ください。 <sup>\*2</sup>：本ニュースレターは、主として国内案件の立入検査を念頭に置いたものです。日本の公正取引委員会のみならず諸外国の競争当局が同一又は類似の被疑事実を理由に同日に立入検査を実施した場合には、速やかに海外の弁護士とも協働しつつ、海外の競争当局対応を踏まえた対応が求められ、別途の考慮が必要になります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第2 課徴金制度と課徴金減免制度

### ～アメとムチ～

立入検査への対応の話をする前に、簡単に課徴金制度と課徴金減免制度を解説します。

事業者によるカルテル・談合は、国や時代を問わず不可避免的に発生し、世界的に競争法の執行が強化されている今日も、その状況は変わりません。日本の独占禁止法3条後段は、事業者間のカルテル・談合を禁止し、その違反には厳しい制裁を用意しています。その一つが課徴金制度です。

枝葉末節をそぎ落として課徴金額の算定方法をまとめると、次のとおりです。

$$\text{対象商品・役務の売上額 (最大3年間分)} \times \text{算定率 (製造業10\%, 小売業3\%, 卸売業2\%)} = \text{課徴金額}$$

この算定方法の下、違反行為の対象となった商品・役務の売上額次第では、課徴金額は数十億円から百億円単位になり、巨額な制裁となります。

一方で、独占禁止法は、これを免れる又は軽減する方法も用意しています。それが課徴金減免制度(いわゆるリニエンスと呼ばれる制度)であり、概要は以下のとおりです。この制度は、違反行為を申告すること引き換えに課徴金の減免というアメを与えるものであり、実務上、そのポジションの獲得をめぐる事業者間で競争が繰り広げられます。

【減免枠】	減免を受けられる可能性ある申請順位		減免率
(全体の申請順位)		1位	免除
1位	調査開始日前	2位	50%減額
2位		3位	
3位		4位	
4位		5位	30%減額
5位		1位	
調査開始日前の申請から通算して5位以内である必要	調査開始日以後	2位	30%減額
		3位	

## 第3 立入検査直後の対応

### ～混乱の中で何をすべきか～

先ほど述べたとおり、立入検査は、公正取引委員会の審査官が事業者の本社・支店・営業所等を午前中に突然訪問し、受付にて立入検査場所の管理権限を持つ者(責任者)との面会を求めるところから始まります。突然訪問した審査官は、当該責任者に対し審査官証という身分証を示すとともに、被疑事実等の告知書(次の頁にサンプルを載せています。)を交付し、これから立入検査を行うことの承諾を責任者に求めます。

立入検査は、あくまで調査対象事業者の承諾を得て行われるものですが、正当な理由なくこれを拒否することはできません。正当な理由なく拒否した場合には、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処される可能性があります(独占禁止法47条1項4号、94条4

号)。この点、実務上、弁護士が到着するまで立入検査を待ってもらうこともできません。

したがって、事業者側としては、基本的には立入検査に応じるとした上で、それに対応していく必要があります。では、まず何を行う必要があるのでしょうか。

### 1 法務部門・弁護士への連絡

最初の一步として、事態に適切に対応するため、法務部門及び独占禁法を専門とする弁護士に速やかに連絡を取ることが何より重要です。法務部門及び弁護士への最初のコンタクトを早めることにより、適切な防御を可能にするとともに、社内調査へのステップを早め、課徴金減免制度の利用を含めた当該案件への迅速かつ適切な対応が可能となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 被疑事実の把握 ～立入検査対応の出発点となる事実を知る～

被疑事実、つまりどのような違反行為の疑いがかかっているのかを正確に把握することは、立入検査の対応を進める上で出発点となります。

それでは、被疑事実はどのように確認したらよいのでしょうか。前述したとおり、立入検査の場合、被疑事実等の告知書が交付されますが、当該告知書の「法の規定に違反する被疑事実の要旨」の欄に、当該立入検査に係る被疑事実が記載されています。それを読めば、対象とする商品・役務、取引先、対象地域等を絞り込むことができ、公正取引委員会が当該調査において何をターゲットにしているかを把握できます<sup>※3</sup>。

下の例であれば、取引先を国又は地方公共団体とする、対象商品□□に関する受注調整が調査対象となっていることが読み取れますので、その情報を手掛かりに、当該被疑事実の有無・具体的内容を把握するため、社内調査を進めることになります。

なお、被疑事実が把握できた段階で、証拠保全のために、被疑事実と関係のある書類・電子データの処分等を当面禁止する旨の

(サンプル)

平成〇〇年〇月〇日

**被疑事実等の告知書**

【●●株式会社●●殿】  
(※手書きで追記されます)

公正取引委員会事務総局審査局  
審査官 甲野 太郎 ㊟

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第47条第2項の規定に基づき、独占禁止法第47条第1項第4号の規定により検査を行いますので、公正取引委員会の審査に関する規則(平成17年公正取引委員会規則第5号)第20条の規定により、以下のとおり告知します。

なお、この検査は前記法律第47条第1項に規定に基づくものであり、検査を拒み、妨げ又は忌避したときは、同法第94条の規定により刑に処せられることがあります。

記

- 事件名  
平成〇〇年(査)第〇号 ○〇の製造販売業者らに対する件
- 法の規定に違反する被疑事実の要旨  
○〇の製造販売業者らは、国又は地方公共団体が発注する□□について、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている疑いがある。
- 関係法条  
独占禁止法3条(不当な取引制限の禁止)

通達文書等を社内(必要があれば、関係グループ会社)に向けて発信することが望まれます。

## 3 広報対応

公正取引委員会による立入検査を受けたという事実は、事業者の広報部門にも速やかに共有する必要があります。立入検査を受けた事業者からは、立入検査当日、例えば、「当社は、〇〇に関する独占禁止法違反の疑いで、本日、公正取引委員会による立入検査を受けました。当社といたしましては、公正取引委員会の調査に協力してまいります。」などのプレスリリースが行われることが通常です。

## 第4 社内調査の実施

立入検査を受けた事業者が、今後の方針(とりわけ課徴金減免申請を行うか否か)を決めるためには、被疑事実の有無及びその具体的内容を把握する必要があります。そのため、事業者としては、公正取引委員会の立入検査と同時並行で、速やかに社内調査を実施することが求められます。

### 1 関与部署・従業員の特定

社内調査を進めるに当たり、まず、被疑事実で特定された行為に関与している可能性がある部署・従業員を特定する必要があります。具体的には、被疑事実に係る商品役務の販売等を担当する事業部門(立入検査の対象になります。)がどの部門か、また、その部門の中で特に被疑事実に関与している可能性がある従業員が誰かについて、当該事業部門の組織図等を用いてある程度目星を付ける必要があります。その際、社内の異動等により担当者が変更していることにも留意すべきです。

また、公正取引委員会の審査官が名指しで、例えば〇〇部長から話を聞きたいと事情聴取の要請を行った場合には、当該部長が事件のキーパーソンであり、また、当該部長の部下等が事件の関与者である可能性が高いと考えられます。こうした情報も踏まえ、被疑事実に関与している可能性がある従業員の特定を進めていきます。

※3: なお、何が被疑事実であるかを正確に理解することには次の意義もあります。立入検査後の社内調査の結果、被疑事実以外の事実に係るカルテル・談合の事実が確認された場合、当該違反行為に関しては調査開始「前」の課徴金減免申請が可能であり、例えば、その時点で他の事業者が当該違反行為に関し課徴金減免の申請をしなければ事前の第1位(免除)というポジションを確保できます。つまり、被疑事実の範囲は、事前の減免申請か事後の減免申請かを分ける機能もあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 2 関係者の確保・ヒアリング

次に、上記従業員から順次ヒアリングを行い、被疑事実の有無及び具体的内容を確認していくことになります。立入検査当日、当該従業員が全て社内にいることは通常なく、営業で取引先回りをしている場合も多いため、当該従業員らがなかなか確保できないこともよくあります。ヒアリングの必要性が高いと考えられる従業員については、速やかに連絡を取り、ヒアリングの必要性を説明し、予定を変更させ、できるだけ早く帰社してもらうなどの工夫も必要になります。

また、立入検査当日は、公正取引委員会の審査官が、事件のキーパーソンから任意の事情聴取を行うことが珍しくありません。このキーパーソンからいち早く話を聞くということは、対応の方針(特に課徴金減免申請を行うか否か)を決める上で、事業者側にとっても非常に重要です。したがって、事業者側としては、いち早くキーパーソンと思われる従業員を特定し、その身柄を確保したうえで、公正取引委員会よりも先に事情聴取を行うことが望ましいといえます。もともと、立入検査直後の混乱の中で、公正取引委員会の審査官によって先にキーパーソンの事情聴取が行われてしまう場合もあります。そのような場合には、公正取引委員会の審査官と交渉し、できるだけ早期にキーパーソンの事情聴取を終えてもらうなどの工夫が必要になります。

## 3 関連資料の確保・収集・分析

公正取引委員会の立入検査では、審査官によって本社・支店・営業所等に所在する被疑事実と関連する資料が順次収集され、それがいったん社内の会議室等に集められ、最終的には提出命令(サンプルを右に載せています。)によりその提出が命じられることになります。対象となる関連資料の種類としては、書類ファイル・手帳等の紙媒体のほかに、サーバー・パソコン内の電子データがあります。

社内調査を進めていく上でも、これらの関連資料は欠かせないものです。このうち電子データは、審査官が持参する記録媒体(ハードディスク、USB等)に複製され、当該記録媒体が提出命令の対象となりますので、当該データ自体は手元に残ります。しかし、紙媒体の資料は、立入検査当日に現物が運び出され、手元に残りません。当該資料は後日閲覧謄写の対象になりますが、課徴金減免制度の利用等を考慮すると、立入検査当日等に当該資料を確認できないことに伴うデメリットは大きなものです。

そこで、提出命令の対象となった紙媒体資料については、関係す

る従業員の意見等を参考に被疑事実に関連するものは、公正取引委員会の審査官にその必要性を説明し、事前に謄写させてもらうことが重要になります。その量にもよりますが、この作業も相当の時間を要しますので、可能な限り早く着手することが望ましいといえます。

次に、こうして収集した紙媒体や電子データを精査し、できる限り被疑事実と直接関連する資料を特定するとともに、必要に応じ当該資料を用いて従業員へのヒアリングを行い、その内容を確認して行きます。紙媒体や電子データの精査に当たっては、その時点で被疑事実への関与を認めている従業員等がいれば、その者の協力を得るのが効率的です。

(サンプル)

平成〇〇年〇月〇日
<b>提出命令書</b>
[●●株式会社●●殿] (※手書きで追記されます)
公正取引委員会事務局審査局 審査官 甲野 太郎 ㊟
平成〇〇年(査)〇号〇〇の製造販売業者らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づく事件調査のため必要があるので、別紙提出命令品目録記載の物件を提出してください。
なお、この提出命令は前記法律第47条第1項に規定に基づくものであり、物件を提出しないときは、同法第94条の規定により刑に処せられることがあります。
(省略)

提出命令品目録				
番号	品目	数量	所有者、住所、氏名	備考
1	…と書き出しのノート	1袋	東京都〇〇区…株式会社〇〇 営業部長〇〇	〇〇 営業部長の机
●	(省略)	(省略)	(省略)	

## 第5 方針の検討・決定

以上のとおり、従業員からのヒアリング及び関係資料の確保・収集・分析を速やかに実施し、当該社内調査を通じて事実関係が把握できると、その事実を基に今後の対応の方針を検討・決定することになります。この一連の手続は、深夜におよび、日をまたぐことも珍しくありません。立入検査当日は、このように社内調査等が深夜に及ぶ可能性があることも前提に、対応につき決裁権限のある者に対する適宜の状況説明、その者のスケジュール確保等の社内調整を進める

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ことも必要になります。

立入検査当日の社内調査の結果、自社が被疑事実に関与していることが確認できれば、速やかに課徴金減免制度の利用の検討を行い、社内での決定ができ次第、課徴金減免申請を行うことになります<sup>※4</sup>。他方、自社の関与が確認できない場合には、更なる関係資料のレビュー・従業員へのヒアリングを含め、当面の対応方針を検討することになります。

## 第6 終わりに

公正取引委員会がカルテル・談合の根絶を目指し、独占禁止法を積極的に執行している現状にあっても、立入検査を受けたことがない事業者が大半です。立入検査を受けた経験がないこと自体はもち

ろん望ましいことなのですが、そのような事業者も、万が一立入検査の対象となったときに、どのようなことが起き、どのような対応が必要になるかということを大まかに把握しておくことは必要なことではないかと思えます。本ニュースレターはそのような思いの下できるだけ平易に当日の流れを概説したものであり、皆様の一助になれば幸いです。

以上

※4: 最近では、公正取引委員会の立入検査を受けた事業者からは、立入検査の対象となった被疑事実のみならず、他の商品・役務に関し違反行為がないかについても社内調査するようになってきており、社内調査の範囲は拡大する傾向にあります。そして、当該社内調査の結果、違反行為が確認されれば課徴金減免申請が行われ、その情報を基に、芋づる式に公正取引委員会の立入検査が行われることも珍しくありません。こうした傾向を踏まえると、立入検査後しばらくは、時間的制約等から当該被疑事実に係る社内調査を優先して進めるとしても、それ以降は、被疑事実以外に違反行為がないかも社内調査していくことが必要です。

## イベントのご案内

### 「企業不祥事実務対応セミナー」

#### 東京エリア

日時 2018年7月12日(木) 14時00分～ 17時00分

住所 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階

#### 大阪エリア

日時 2018年7月13日(金) 14時00分～ 17時00分

住所 大阪市北区中之島2-3-18中之島フェスティバルタワー27階

講師 大江 祥雅 ・ 佐藤 俊 ・ 石田 明子

定員 各40名

※本セミナーは先着順となります。先着順につき、定員に達し次第申込みを終了させていただきますを事前にご了承頂きますと幸いです。

→ [セミナー詳細・お申込みはこちら](#)

### 「危機管理・コンプライアンスへの対応策～米国法律事務所の最新実務を踏まえて～」

#### 大阪エリア

日時 2018年07月19日(木) 14時00分～ 17時00分

住所 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー37階  
中之島フェスティバルタワーフェスティバルスイート

講師 国谷 史朗 ・ 酒匂 景範 ・ 小森 悠吾

定員 100名

※本セミナーは先着順となります。先着順につき、定員に達し次第申込みを終了させていただきますを事前にご了承頂きますと幸いです。

→ [セミナー詳細・お申込みはこちら](#)

※上記各セミナーの詳細は以下のURLをご参照ください。

<http://www.ohebash.com/jp/seminar.php>

弊所では、ご希望の内容に応じて危機管理・コンプライアンスに関するセミナー・相談会をお提供しております。セミナー・相談会等のご希望がございましたら、以下のメールアドレス宛てにご連絡下さい。

✉ [CMnewsletter@ohebash.com](mailto:CMnewsletter@ohebash.com)